

議 案 第 6 0 号

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

令和8年9月1日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月19日愛媛県指令18市第1283号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「26人」を「25人」に改める。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

提案理由

関係市町の人口の変動により、広域連合議会の議員定数の見直しを行うことに伴う愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるため、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第 291 条の 3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第 1 項第 6 号若しくは第 9 号に掲げる事項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8 （省 略）

第 291 条の 4～第 291 条の 10 （省 略）

（議会の議決を要する協議）

第 291 条の 11 第 284 条第 3 項、第 291 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第 1 項並びに第 291 条の 13 において準用する第 289 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。